

茨城町分別収集計画（第 11 期）

令和 8 年度～令和 1 2 年度

令和 7 年 7 月

茨 城 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	2
8	各年度に得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	5

茨城町分別収集計画

令和7年7月9日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

茨城町では、令和2年度まで茨城美野里環境組合でゴミ処理業務を行ってきたが、令和3年度より、石岡市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町から構成される霞台厚生施設組合「霞台クリーンセンターみらい」が供用開始し、広域的なゴミ処理が行われている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	459 t	453 t	447 t	441 t	435 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力・連携を図ることが重要である。

- (1) 学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民や事業者に対してごみ処理の現状やリサイクルについての啓発活動を行う。
- (2) 簡易包装の協力店や商店街等との地域協定など、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進し、過剰包装の抑制を図る。
- (3) 繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の徹底等の啓発及び指導、エコ・ショップ制度を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店における容器包装の使用の合理化を行うことで、プラスチックごみの排出抑制を目指す。
- (4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、廃棄物処理施設が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン・金属類
主としてガラス製容器	無色ガラス製容器	無色のビン
	茶色ガラス製容器	茶色のビン
	その他のガラス製容器	その他のビン
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主として段ボール製の容器		古紙類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	130t		129t		127t		125t		124t	
主としてアルミ製の容器	45t		44t		44t		43t		43t	
無色のガラス製容器	(合計) 63t		(合計) 63t		(合計) 62t		(合計) 61t		(合計) 60t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 63t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 63t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 62t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 61t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 60t
茶色のガラス製容器	(合計) 67t		(合計) 67t		(合計) 66t		(合計) 65t		(合計) 64t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 67t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 67t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 66t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 65t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 64t
その他のガラス製容器	(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 23t		(合計) 23t	
	(引渡 量) 24t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 24t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 23t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 23t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 23t	(独自処理 量) t
主として段ボール製の容器	94t		93t		92t		90t		89t	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 35t		(合計) 34t		(合計) 34t		(合計) 34t		(合計) 33t	
	(引渡 量) 35t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 34t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 34t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 34t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 33t	(独自処理 量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
29,396人 (対前年度比)	29,039人 (対前年度比)	28,682人 (対前年度比)	28,325人 (対前年度比)	27,968人 (対前年度比)
98.80%	98.79%	98.77%	98.76%	98.74%

※令和8年度、令和12年度は茨城県第6次総合計画の人口推計のとおり

※令和9年度～令和11年度は茨城県第6次総合計画の人口推計を元に茨城県みどり環境課において独自に算出

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
スチール製容器 アルミ製容器	カン・金属類	委託業者による 指定日回収	組合職員 委託業者
無色ガラス製容器	無色のビン	委託業者による 指定日回収	組合職員 委託業者
茶色ガラス製容器	茶色のビン		
その他ガラス製容器	その他のビン		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	組合職員 委託業者
段ボール	古紙類	委託業者による 指定日回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）、びん、ペットボトルについては、霞台クリーンセンターみらいにて選別、圧縮、保管を行い、段ボール製容器については、集積所から直接業者に搬入する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	カン・金属類	プラスチック コンテナ	4 t パッカー車	マテリアルリサイクル推進施設 (選別・圧縮) ストックヤード (保管)
無色ガラス製容器	無色のビン			
茶色ガラス製容器	茶色のビン			
その他ガラス製容器	その他のビン			
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	同上	ペットボトル 減容機 (選別・圧縮) ストックヤード (保管)
段ボール	古紙類	紐かけ	4 t ダンプ	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 地域町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政が協力して、分別収集推進体制を整備するように指導する。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。